

令和6年度みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度運営業務 委託仕様書

1 委託業務の名称

令和6年度みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度運営業務

2 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 委託業務の目的

県では、介護事業所における人材確保・定着のための取組の促進を目的として、平成28年度にみやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度（以下「認証制度」という。）を設けたが、事業所の取組の更なる促進のため、制度を改め、運営についても支援に注力することとした。

本業務では、取組の進んでいない事業所を重点的に支援し、業界全体の底上げに繋げるとともに、離職率の低い優良事業所のPRを強化し、職場環境改善の喚起を図る。

4 委託業務の内容

認証制度の運営に係る次の業務を行うこと。認証制度の内容は今後改正予定のみやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度実施要綱（以下「要綱」という。）に定めるところによる。

制度の概要（要綱改正後・案）

- ・宣言及び認証の2段階とし、認証項目は従前の第2段階認証項目を引き継ぎ、必須項目15項目、努力項目6項目（現行の要綱別表第2のとおり）とする。努力項目を含む全ての認証項目を達成した事業所をプレミアム認証事業所とする。
- ・宣言は、認証取得を目指す県内事業所であれば行えるものとし、認証項目達成状況は問わない。ただし、宣言は2年で失効する（2年を超えて事業所向け支援を受けるには、認証を取得する必要がある。）。
- ・認証の有効期間は3年間とし、更新可能。認証事業所の情報はホームページで公表する。
- ・経過措置として、従前の宣言・第1段階認証事業所は宣言事業所、第2段階認証事業所は認証事業所と扱い、ホームページでの公表事項の追加は事業所が承諾した範囲で行う。

(1) 制度の運営

イ 事業所への周知

県内介護サービス事業所に、制度及び(2)についての周知を行うこと。併せて、従前からの宣言事業所(510事業所)及び認証事業所(78事業所)に対して、経過措置についての周知を行うこと。

ロ 宣言・認証事務

宣言の受理、認証申請の受付、書類審査・確認調査及び県への結果報告、認証証の送付、宣言認証マーク使用申請の受付及び承認を行うこと。

ハ ホームページでの公表事務

宣言・認証事業所の一覧と、各認証事業所の概要(基本情報のほか、入職者数、定着率等を想定。提案による。)及び認証項目達成状況の一覧を作成し、県に随時報告する

こと。ただし、従前からの認証事業所の概要（基本情報以外で追加する公表事項）については、事業所が公表を希望する場合に限る。

なお、公表事項は県公式ホームページ上に掲載し、ページの作成及び公表は県が行う。既存のホームページに掲載する提案は、（２）ハで提案すること。

（２）宣言・認証取得支援

令和６年度内に 20 事業所以上が認証を取得することを目標に、以下を実施すること。対面・オンラインの別は問わない。

イ 事業説明会・相談会

事業説明会 2 回、相談会 20 回程度を想定。

ロ 個別コンサルティング

宣言事業所及び認証事業所を対象に、事業所の課題に合わせた職場環境改善の支援を行うこと。回数及び事業所数は提案による。

ハ その他効果的な取り組み

その他の支援メニューや認証取得のインセンティブを提案すること。

（３）介護職員等への制度周知

介護職員、学生その他求職者への制度周知を行うこと。媒体及び周知先は提案による。

5 業務完了報告書

本業務完了後、事業の実施状況等の実績を、写真等とともに掲載した任意様式の実施報告書を作成し、速やかに発注者へ提出すること。本業務で作成した各種報告書、企画配布物、広報物等についても、成果物として業務完了報告書に添付すること。

（１）提出形式：紙媒体 1 部

（２）提出先：宮城県保健福祉部長寿社会政策課介護人材確保推進班

6 契約に関する条件等

（１）成果物の利用（二次利用等）

本業務による成果物の著作権は発注者に帰属するものとし、また、発注者は、本業務の成果物を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。

（２）機密の保持

受注者（再委託により受注した者を含む。以下同じ。）は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失及び毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

（３）個人情報の保護

受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守しなければならない。

7 その他

仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上決定する。